



GECグループ行動規範

グローバル電子グループ

目 次

序 文	4
経営理念	5
適 用	6
適用範囲	7
基本的行動姿勢(心構え)	8・9
1. 職場における人権・人格の尊重	10・11
2. 誠実で公正な事業活動と倫理の徹底	12・13
3. 業務の適正かつ効率的な遂行	14
4. 職場における安全管理の徹底	15
5. 情報セキュリティへの徹底	16
6. 地球環境への配慮	17
7. 社会貢献への参加	18

序 文

このGECグループ行動規範は、
グローバル電子グループ(以下GECグループという)
各社がコーポレート・ガバナンスを実現していくため、
その基本目的である

- ・ **業務の有効性および効率性**
- ・ **財務報告の信頼性**
- ・ **事業活動に関する法令等の遵守**
- ・ **資産の保全**

を達成すべく、取締役会、経営者、およびその他の構成
員によって遂行されるものであり、経営者をはじめ社員
一人一人が如何に行動すべきかの行動の基準となるべ
きものである。

経営理念

- 私たちは、より良い製品の開発・製造・販売を通じて、社会に貢献する。
- 私たちは、より良い仕事を通じて、利益を追求し、会社を永続発展させる。
- 私たちは、より良い仕事を通じて、公明正大なる人間を目指し、会社の飛躍と個人の幸福を求める。

適 用

GECグループ各社は経営理念を実現するために、GECグループのすべての役員・従業員が一丸となり、常に、企業の社会的責任を自覚しながら、“GECグループの行動規範”に基づいて行動し、社会から信頼される企業であり続けるように努めてまいります。

“GECグループの行動規範”はGECグループが事業活動をする国や地域すべてのステークホルダー(利害関係者)に対して公平、公正かつ透明な関係を維持し、常に誠実かつ迅速に対応するために必要な基本事項を定めたものです。

この行動規範は常に見直し、改訂の必要が生じた場合はグローバル電子株式会社取締役会の承認事項とします。

尚、GECグループ各社は、この行動規範を各国および各地域の法制度や社会慣習あるいは事業特異性に応じてこの行動規範の内容を変更または追加を含めることは可能ですが、この“GECグループの行動規範”と矛盾があってはなりません。

適用範囲

GECグループとは

- ・ グローバル電子株式会社
- ・ グローバル電子株式会社が直接
または間接に発行済議決権株式
または持分の過半数超を保有する会社。
- ・ その他グローバル電子株式会社の
取締役会が適用範囲に含めると決定した
または相互に承認された会社をいう。

基本的行動姿勢(心構え)

- 私たちは、この行動規範に定める事項を理解し、誠実に遵守します。
- 私たちは、国連の“世界人権宣言”に示された全ての人の基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守ります。
- 私たちは、会社の信用や名誉を毀損する行為や会社の正当な利益に相反する行為を一切行いません。
- 私たちは、自らの業務に適用される法令、規則および社内規定・方針上の要請を確認し、理解し、事業活動を行う各国・各地域のあらゆる適用法令、規則を遵守すると共に、社会的規範、道徳律を尊重します。
- 私たちは、事業活動が直接・間接を問わず、様々な形で社会に影響を与えていることを認識し、社内外の利害関係者に対して公平、公正、かつ透明な関係を維持し、常に誠実かつ迅速な対応を心掛けます。

●私たちは、ビジネス上の判断をするとき、次の要件を確認しながら、十分な情報に基づき、誠実に、最善の選択であるとの確信を得た上で行います。

- ・ 適用法令、社内規定・方針に適合しているか
- ・ 会社と利益相反等個人的利害や自己取引が存在しないか
- ・ 会社から与えられた権限の範囲内の決定であるか
- ・ 関係する情報を可能な限り収集すべき合理的な努力を行なった上で、その情報に基づいて判断しているか
- ・ 最善の選択をするために、誠実に検討しているか
- ・ 主観的な判断をせず、合理的な裁量による判断をしているか

●私たちは、会社の方針、事業活動、或いはその他の行為が法令・規則またはこの行動規範を含む社内規則・方針に違反し、もしくは違反するおそれがあると確信する場合は速やかに是正し、また速やかに是正の措置をとるよう助言・報告することを奨励します。

●私たちは、自らが先頭に立って行動規範を遵守することを誓約します。

1. 職場における人権・人格の尊重

人種、民族、国籍、思想信条、性別、性的指向、社会的身分、障害、年齢などを理由とした差別を行いません。

強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせません。

強制労働とはILO強制労働条約にいう、人間としての権利の侵害となる等の強制労働をいいます。

非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント(嫌がらせ)をはじめとする過酷で非人道的な扱いを致しません。

非人道的な扱いとは、虐待、体罰、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント(暴言による嫌がらせや威圧的行為)などをいいます。

児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用しません。

また児童の発達を損なうような就労をさせません。

児童労働とは、一般論としてILOの条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや若年労働者の保護を怠ることをいいます。

差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努めます。

差別とは、本人の能力、適性、成果などの合理的要素以外により、採用、昇進報酬、研修受講などの機会や処遇に差を設けることをいいます。

適切な賃金

従業員に少なくとも各国に定められた法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行ないません。

最低賃金とは、所在国における賃金関係法令で定められた最低賃金をいいます。

不当な減額とは、労働関係法令等に違反する賃金減額を指します。

労働時間

各国の法定限度を超えないよう従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理するよう努めます。

多様性を重視した職場風土

各国・各地域の、文化的、地域的な差異に十分に配慮して、業務を遂行するよう努めます。

継続的な発展と個人の成長を図るために、互いに協力一致して、自立と自律を図りながら主体的に行動できる職場風土づくりに努めます。

2. 誠実で公正な事業活動と倫理の徹底

GECグループの製品・サービスそれ自体の優位性および価格競争力に基づいて、市場競争を行うこと、および事業活動を行う各国・地域の適用法令、社内規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うことがGECグループの基本方針です。

贈答、接待(汚職・賄賂など)および不適切な利益供与および受領の禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、賄賂や違法な政治献金などは行いません。また法令または社会的倫理に反して、ビジネス上の影響を及ぼすことを意図した、もしくは及ぼすおそれのある個人に対して金銭の供与を行なうこと、さらに金銭、物品、あるいは接待を受けることをしません。

それぞれの地域の法令、規制を遵守すると共に物品、接待その他の利益の授受に関する社内規定、方針を遵守します。

優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤー等に不利益を与える行為は行いません。

競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行いません。

正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供します。

知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しません。

適切な輸出管理

法令等で規制される技術や物品等の輸出に関して、不適切な輸出手続きを行いません。

情報公開

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示に努めます。

不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応していくことに努めます。

製品の安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国・各地域の法令等で定められた安全基準を満足するよう適切に管理します。

品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築し、また運用に努めます。

3. 業務の適正かつ効率的な遂行

リスク管理の徹底

様々なリスクを把握して、未然防止に取り組みます。
何らかの危機が発生の際には、定められた手順に従って迅速に対応に努めます。

会社資産の適切な管理と使用

有形・無形(ブランド・知的財産等)資産を最大限に生かして、業績と利益を上げるように努めます。

またこれらの資産は正当な業務目的にのみ使用されるべきものです。

私的な目的に流用するなど本来の業務目的以外には使用しません。

適正な会計処理

会計帳簿や財務関係の記録を始めとする全ての会計処理を適正かつ誠実に行います。

そのために自らの業務に関する関係法令や社内規定を遵守します。

情報の共有化の推進

- ・ 情報の共有は報・連・相から
- ・ 情報の共有は完全なレポートから生まれる
- ・ 販売増は情報の共有化推進活動で

をスローガンとして掲げ、情報の共有化を図っていきます。

4. 職場における安全管理の徹底

職場の安全・衛生

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって、安全を確保するよう努めます。

職場における人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、また適切な対策を講じます。

従業員の生活のために提供される施設の安全衛生を適切に管理します。

機械装置等の安全対策

自社で使用する機械装置等に適切な安全対策を講じます。

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理を指します。

労働災害、労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じます。

身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ災害・疾病に繋がらないよう適切に管理します。

全ての従業員に対して、適切な健康管理を行います。

緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定し、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底します。

5. 情報セキュリティへの徹底

コンピューター・ネットワーク脅威に対する防御

コンピューター・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないよう管理に努めます。

個人情報の漏洩防止

顧客、サプライヤーやビジネスパートナーの従業員、自社従業員等の個人情報を適切に管理し、保護します。

機密情報の漏洩防止

顧客、サプライヤーやビジネスパートナー等から預かった情報はもちろんのこと、自らの機密情報の安全も確保します。

6. 地球環境への配慮

GECグループは自然環境の保全に努め、環境に配慮した、組織的かつ秩序立った事業活動を行うことが環境に関する基本理念といたします。

製品に含有する・製造工程で用いる化学物質の管理

法令等指定された化学物質を管理します。

資源・エネルギーの有効活用

省資源・省エネルギーを実行するため目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図ります。

環境マネジメントシステムを構築し、また運用します。

排水、汚染、排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善を行います。

環境保全への取組み状況の開示

環境活動の成果について、必要に応じて開示します。

7. 社会貢献への参加

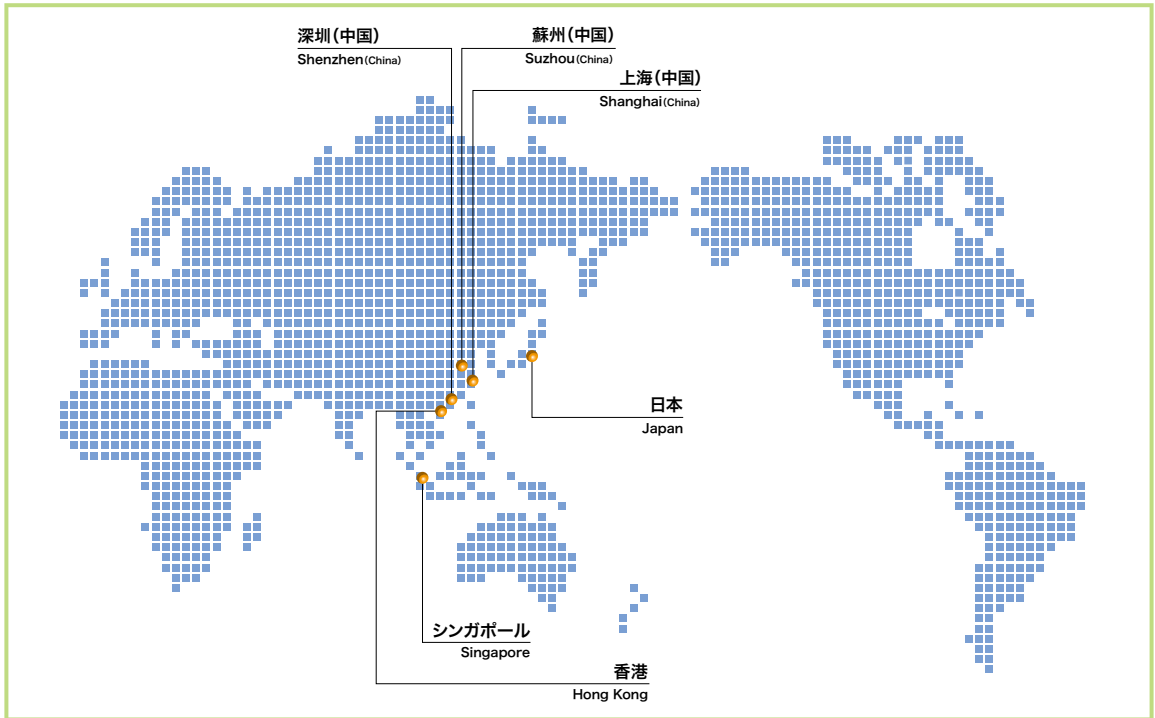
社会・地域への貢献

国際社会、地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行っていきます。

- ・ 本来の業務、技術などを活用した社会貢献
- ・ 施設・人材などを活用した非金銭的な社会貢献
- ・ 金銭的寄付による社会貢献

等

グローバル電子グループ



グローバル電子株式会社 (日本)

マツダマイクロニクス株式会社 (日本)

シスコム株式会社 (日本)

グローバル電子コンポーネント株式会社シンガポール

環球電子香港有限公司 (香港)

深圳代表処 (中国)

上海代表処 (中国)

鼓磑芭路電子(深圳)有限公司 (中国)

蘇州松田微電子有限公司 (中国)